

マイナンバー・税務執行ディスカッショングループ報告

平成 25 年 12 月 2 日

1. 開催状況

本年 10 月 8 日の税制調査会での決定を受けて、当ディスカッショングループを開催することとし、これまでに以下のとおり 2 回の審議を行った。

第 1 回 11月 8 日（金） 14:00～16:06

第 2 回 11月 28 日（木） 13:30～15:25

2. 議事内容

当ディスカッショングループでは、論点の整理や課題の絞り込みなどに資するよう、各回の議題に沿って、以下の委員・特別委員及び外部有識者からヒアリング等を行うとともに、議論を行った。

第 1 回

○マイナンバー・税務執行について

- ・ 須藤 修 東京大学大学院情報学環学環長
「番号制度と ICT による社会イノベーション」
- ・ 井伊 雅子 委員
「社会保障財政とマイナンバーの活用」
- ・ 並木 国税庁企画課長
小池 総務省自治税務局税務管理官
「マイナンバー制度導入に伴う執行面について」

第 2 回

○マイナンバー・税務執行について

- ・ 田中 直毅 国際公共政策研究センター理事長
金子 麻衣 同主任研究員
「国民一人ひとりに向き合う“新しい国のかたち”
～マイナンバー×ICT を活用したスマートガバメントの実現に向けて～」

- ・ 庄野 慎哉 川崎市財政局担当理事（税務部長事務取扱）
「川崎市における対応状況」
- ・ 山沖 厚生労働省政策評価審議官
「社会保障分野における対応状況等」

3. 主な意見等

マイナンバーに関しては、幅広い視点から、さまざまなご意見がでており、引き続き、議論を続けていく必要がある。

【ディスカッショングループでの意見等】

(1) マイナンバー制度の評価に関する意見等

- ・ 正しく申告した人は資産があるということで給付をもらえず、故意に正しく申告をしなかった人は資産がないものとみなされて給付されるということがないように、マイナンバーをしっかりと活用し、資産を捕捉するような仕組みが必要。
- ・ 日本はこれから国民に番号を付けて、かつデンマークのような IT・電子化をしていく。1億 2,000 万という多くの人口を抱える日本がこの二つのハードルを一気に越えて、最先端に飛べるという可能性も期待したい。
- ・ マイナンバー制度を導入することによるコスト削減効果については、大いに意義があると思う。一方で、国民に対しマイナンバー制度を導入することによる利便性についてしっかりと説明しないと、国民に番号を付けて、かつ IT・電子化するという革新が生まれ不会ではないか。
- ・ 政府にとっては、IT 基本法、e-Japan 戦略など、オンライン化をいかにやっていくのかが大きなテーマ。それと絡めて、マイ・ポータルでのワンストップサービスを実現させていくことがマイナンバー制度の一つのポイントである。
- ・ セキュリティについて、国民全体のリテラシーを底上げするための教育をしないと、いろいろな問題が起こり得るのではないか。
- ・ 官民連携でデータを活用し、新しいビジネス機会をつくっていく、あるいは社会全体として効率性の追求をしていくということについては、ぜひ

進めていただきたい。

- ・ 法人番号は広く一般に公開されるので、行政に限らず、民間での創意工夫も期待できる。法人番号の利活用方策の検討が必要である。
- ・ 適正申告の推進の観点から、法定調書の拡充や濃淡をつけることも検討すべき。さらに、番号の付番だけではなく、税務コンプライアンスを高めるための仕組みも併せて考えていく必要がある。

(2) 納税者の利便性向上に関する意見等

- ・ マイナンバーを導入するときに、納税者の利便性が重要。
- ・ 所得・資産情報を把握することは相続税の申告内容の確認などを効率化することにつながる。マイナンバー制度の導入による国民サービスの向上としては、医療費控除のための添付資料を省略できるといった申請手続の簡素化が期待される。
- ・ 電子申告により申告している中小企業の代表者がいるが、中には税に詳しくなく申告にかなり手間取っている方もいる。マイナンバー制度を活用して、わかりやすく負担のかからない申告ができるようにすべきである。

(3) マイナンバー制度による資産等の把握に関する意見等

① 総論

- ・ マイナンバーを付けることで、金融資産も固定資産も含めた資産をできるだけ把握できるような方向を目指していくべき。
- ・ 資産把握の制度の構築については、税制の中で緊急に構築しなければならないものは想定できず、社会保障のために制度を構築することも可能ではないか。
- ・ 年金所得や勤労所得だけで社会保障の負担を増やしたり減らしたりする基準にするのではなく、金融資産や固定資産を把握して負担能力を適正に評価するべきではないか。これは、公平な保険料負担につながるとともに、低所得者対策にもなる。

② 金融資産等の把握について

- ・ 金融資産を多く持っている人は、勤労所得などが少なくても相応に保険料などを負担すべき。

- ・ 金融資産を厳密に把握するのは難しくても、利子所得の情報があれば、金融所得を類推し、その金融所得を含めた所得に基づいて社会保険料を徴収することができる。
- ・ 理想的には預金口座にマイナンバーを付けて、誰の口座がどこにあるかを把握すべき。
- ・ 生活保護や求職者給付制度があるが、資産等の把握については、いかに悉皆的に付番をしていくかということが、非常に重要。特に預金のところが重要になってくると思う。
- ・ 2018年に制度の見直しが予定されているが、マネーロンダリング対策としての観点からも、できるだけ早く口座に付番をしてしっかり管理することを積極的に進めていくべき。
- ・ 新規に預金口座を開く場合に付番するのは簡単だと思うが、既存の億単位の預金口座にどのように対応していくのかが難問だと思う。口座にマイナンバーを付けた場合には、金融機関もできるだけ活用できるようにすることで、マネーロンダリング対策や預金保険での名寄せなどでマイナンバーを使えるようにしていくことを考えていく必要がある。
- ・ マイナンバー制度の情報連携で入手した他制度の情報をを用いるということについて、例えば、金融資産の情報を振り込め詐欺の捜査に使えるのかなど、様々な可能性が出てくると思う。当初、マイナンバーは、税、社会保障、災害に用途が限定されているが、制度が動き出せばいろいろな分野で活用の可能性が出てくるので、そのあたりをどのように考えるべきか。

③ 固定資産の把握について

- ・ マイナンバー制度の導入後は、固定資産にマイナンバーを付けて、複数の自治体に分散する固定資産を容易に把握できるようになるのかが論点になる。
- ・ 固定資産の個人の資産総量の把握というのは基本的に大賛成。土地・家屋について、相続後の登記がしっかりできていないというケースがあるかもしれないが、登記制度がある以上、預金と同様に入り口で新規のものについてはマイナンバーを付けられるというメリットがある。
- ・ 地方自治体からすると、固定資産税の捕捉は非常に大事。自治体で固定資産にマイナンバーを付すより、登記の段階でマイナンバーが付けられて、それが自治体に送られてくれば非常に業務が行いやすいのでぜひ実現して

いただきたい。

(4) その他マイナンバーの活用方策について

- ・ 既にある地域の医療ネットワークをできるだけ連携させて、より良い医療システムを作っていく必要がある。ただし、自治体ごとに個人情報の扱いも異なるので、国が望ましい形を示すことが重要である。
- ・ マイナンバーを医療情報などと結びつけて活用する場合にプライバシーにどこまで踏み込むのか、配慮が必要ではないか。
- ・ 医療分野にマイナンバーを導入することで利便性が向上し、全体として医療費の無駄を排除することが大きいと思うが、周辺産業の振興という視点も必要ではないか。